

建設業者格付け事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「選定要領」という。）第2条及び愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第1項の等級別格付け（以下「格付け」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(県内業者の格付け実施方法)

第2条 県内に主たる営業所を有する業者（以下「県内業者」という。）及び県内業者を構成員とする共同企業体要綱第2条第3項に規定する経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の格付けは、次の算式により格付け総合数値を算出し、別表1の県内業者・経常JVの欄の基準により行うものとする。

算式

格付け総合数値＝加点点数－減点点数

2 前項の加点点数及び減点点数は、次の各号に掲げる要素により算出する。

(1) 加点点数

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査のうち入札参加資格申請時において直近のもの（以下「直近の経営事項審査」という。）の総合評定値（以下「経審点数」という。）

イ 県工事の業種別平均工事成績

ウ 技術者数

エ 表彰受賞歴

オ 建設業労働災害防止協会加入

カ 第三者賠償責任補償保険加入

キ 建設機械の保有・活用状況

ク 地域貢献度

ケ 担い手確保

コ 協力雇用主

サ 労働福祉

シ 不当要求防止活動

(2) 減点点数

ア 入札参加資格停止措置

イ 建設業法に基づく監督処分

3 前項の加点点数及び減点点数の算出方法は、別表2のとおりとする。

4 第1項の規定にかかわらず、格付けを行おうする業者の業種別の年間平均完成工事高が、別表3に規定する業種別・等級別の必要最低年間平均完成工事高に満たない場合は、当該業者の年間平均完成工事高に相応する同表の格付等級

に当該業者を格付けするものとする。

(県外業者の格付け実施方法)

第3条 県内に主たる営業所を有しない業者（以下「県外業者」という。）の格付けは、経審点数から前条第2項第2号の減点要素に係る評点を減じて格付け総合数値を算出し、別表1の県外業者の欄の基準により行うものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、県外業者について準用する。この場合において、同条第3項中「加点评点及び減点评点」とあるのは、「減点评点」と読み替えるものとする。

(経常JVの構成員の取扱い)

第4条 経常JVを構成する業者については、同一業種において別の経常JVを構成しての入札参加資格申請は認めない。

2 経常JVの格付けがなされた場合は、当該格付けがなされた業種については、当該経常JVの構成員の単体による入札参加資格を停止する。

(格付け結果の通知及び公表)

第5条 第2条及び第3条の規定に基づき格付けを行った場合は、建設工事入札参加資格申請書又は経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書を提出した者に対して様式第1号により通知するとともに、様式第2号による有資格業者名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 建設業者格付事務取扱要領(昭和56年3月4日土室第167号)は、廃止する。

(経過措置)

3 第2条の規定により、平成11・12年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、平成9・10年度の格付けから2等級以上降格する場合は、1等級の降格にとどめるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成11・12年度における業者の格付けに当たっては、要領第2条第2項第1号及び第3条第1項の規定に関わらず、平成11年7月1日改正の基準(以下「新基準」という。)による経営事項審査結果通知書をもって、建設工事入札参加資格申請書の提出のあった業者については、新基準により算出された経営事項審査結果総合数値を、平成10年7月1日改正の基準により再計算した数値に置き換えて用いるものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 2 条の規定により、平成 13・14 年度における県内業者の格付けを決定するにあたり、平成 11・12 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 平成 13・14 年度における県内業者の格付けを決定するにあたっては、別表 2 のエにおいて「過去 2 年間」とあるのは「平成 11 年度」とする。
- 4 平成 13・14 年度における県内業者及び県外業者の格付けを決定するにあたっては、別表 2 の減点評点の欄において「過去 2 年間」とあるのは「過去 2 年 6 月間」とする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 2 条の規定により、平成 15・16 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 13・14 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 15・16 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 2 条の規定により、平成 17・18 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 15・16 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 17・18 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定により、平成 19・20 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 17・18 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 19・20 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定により、平成 21・22 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 19・20 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 21・22 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定により、平成 23・24 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 21・22 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 23・24 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定により、平成 25・26 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 23・24 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 25・26 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 25 年 10 月 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建設業者格付け事務取扱要領別表 2 の規定は、この要領の施行の日以後の建設工事入札参加資格審査申請に係る格付けについて適用し、同日前の建設工事入札参加資格審査申請に係る格付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定により、平成 27・28 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 25・26 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 27・28 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定により、平成 29・30 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 27・28 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 29・30 年度における経常 J V の格付けを決定する

に当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則
(施行日)

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 2 条の規定により、平成 31・32 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが平成 29・30 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、平成 31・32 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則
(施行日)

- 1 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
(施行日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 2 条の規定により、令和 3・4 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、下表の第 1 欄に掲げる区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げる令和元・2 年度における格付等級であった者が、第 3 欄に掲げる格付等級に降格する場合には、第 4 欄に掲げる格付等級に格付けするものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
区 分	令和元・2 年度 格付等級	令和 3・4 年度 格付等級	令和 3・4 年度 格付等級 (経過措置適用後)
土木・建築	A	C	B
	A	D	B
	B	D	C
その他	A	C	B
	B	C	B

- 3 第 2 条の規定により、令和 3・4 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、地方局建設部又は土木事務所の所管区域単位（愛媛県地方

局設置条例（昭和 55 年 3 月愛媛県条例第 1 号）第 2 条及び愛媛県行政組織規則（昭和 55 年 4 月愛媛県規則第 15 号）第 23 条の 4 に定める所管区域をいう。以下同じ。）で本店を有する S 等級の者が 1 者である場合には、当該所管区域内に本店を有する A 等級の者から格付け総合数値が最上位である 1 者を繰り上げ、S 等級に格付けるものとする。

- 4 第 2 条の規定により、令和 3・4 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、令和 4 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定により、令和 5・6 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが令和 3・4 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。
- 3 第 2 条の規定により、令和 5・6 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、地方局建設部又は土木事務所の所管区域単位（愛媛県地方局設置条例（昭和 55 年 3 月愛媛県条例第 1 号）第 2 条及び愛媛県行政組織規則（昭和 55 年 4 月愛媛県規則第 15 号）第 23 条の 4 に定める所管区域をいう。以下同じ。）で本店を有する S 等級の者が 1 者である場合には、当該所管区域内に本店を有する A 等級の者から格付け総合数値が最上位である 1 者を繰り上げ、S 等級に格付けるものとする。
- 4 第 2 条の規定により、令和 5・6 年度における経常 J V の格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常 J V の構成員の単体の格付けのいずれよりも 2 等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの 1 等級上位に格付けするものとする。

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定により、令和 7・8 年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、当該格付けが令和 5・6 年度の格付けから 2 等級以上降格する場合は、1 等級の降格にとどめるものとする。ただし、同条第 4 項に該当する場合は除くものとする。

- 3 第2条の規定により、令和7・8年度における県内業者の格付けを決定するに当たり、地方局建設部又は土木事務所の所管区域単位（愛媛県地方局設置条例（昭和55年3月愛媛県条例第1号）第2条及び愛媛県行政組織規則（昭和55年4月愛媛県規則第15号）第23条の4に定める所管区域をいう。以下同じ。）で本店を有するS等級の者が1者である場合には、当該所管区域内に本店を有するA等級の者から格付け総合数値が最上位である1者を繰り上げ、S等級に格付けるものとする。
- 4 第2条の規定により、令和7・8年度における経常JVの格付けを決定するに当たり、当該格付けが経常JVの構成員の単体の格付けのいずれよりも2等級以上昇格する場合は、最も格付けの高い構成員の格付けの1等級上位に格付けするものとする。

別表 1（第 2 条、第 3 条関係）

格付け総合数値による格付け基準

区分 格付等級	県内業者・経常 J V							県外業者		
	土 木	建 築	舗 装	とび・土工	電気	塗装	その他	土木	建築	その他
S	1,080点以上							1,560点以上		
	（特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）							（特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）		
A	845点以上	805点以上	825点以上	820点以上	735点以上	745点以上	750点以上	900点以上	900点以上	900点以上
	（格付等級 S に該当するものを除き、特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）	（特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）	（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）					（格付等級 S に該当するものを除き、特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）	（特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）	（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）
B	675点以上	665点以上	585点以上	590点以上	555点以上	565点以上	570点以上	850点以上	850点以上	750点以上
	（格付等級 S 又は A に該当する者を除き、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）	（格付等級 A に該当する者を除き、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）	（格付け等級 A に該当する者を除く。）					（格付等級 S 又は A に該当する者を除き、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）	（格付等級 A に該当する者を除き、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。）	（格付け等級 A に該当する者を除く。）
C	565点以上	565点以上	584点以下	589点以下	554点以下	564点以下	569点以下	750点以上	750点以上	749点以下
	（格付け等級 S、A 又は B に該当する者を除く。）	（格付け等級 A 又は B に該当する者を除く。）						（格付け等級 S、A 又は B に該当する者を除く。）	（格付け等級 A 又は B に該当する者を除く。）	
D	564点以下	564点以下						749点以下	749点以下	

注）この表の表頭県内業者・経常 J V その他の欄の規定は、土木、建築、舗装、とび・土工、電気及び塗装以外の業種について適用する。

県外業者その他の欄の規定は、土木、建築以外の業種について適用する。

県外業者の欄の技術者は、直近の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の欄に記載されている者とする。

別表 2（第 2 条関係）

（その 1）

区分	算 出 方 法
加 点 評 点	1 経営事項審査結果 経審点数に 0.7 を乗じて得た数値（小数点以下切捨て）とする。 2 県工事の業種別平均工事成績 業種別平均工事成績評定点（令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度に工事成績評定を行った県工事の成績評定点の平均値に、当該工事の件数ごとに別表 2（その 2 の 1）により加点した点数。小数点以下切捨て。）の区分に応じ、別表 2（その 2 の 2）の基準により加点又は減点する。 さらに、上記の期間中に、工事成績評定点が 80 点以上の県工事がある場合は、1 件につき 3 点を加算し、60 点以上 65 点未満の工事がある場合は 1 件につき 6 点を、60 点未満の工事がある場合は 1 件につき 12 点を減ずる。ただし、加算点にあつては、その合計点数が 50 点を超える場合は、50 点とする。 3 技術者数 (1) 次に掲げる技術者について、それぞれに定める基準により加点する。ただし、合計点数が 100 点を超える場合は、100 点とする。 ア 土木、建築、舗装、電気・管及びその他の業種ごとに、直近の経営事項審査の対象となる技術者について、1 級技術者 1 人当たり 5 点（1 級技術者のうち、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ直前 5 年以内に講習を受講したものについては 1 人当たり 6 点）、監理技術者補佐 1 人当たり 4 点、基幹技能者等（登録基幹技能者講習を修了したもの及び建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成 31 年国土交通省告示第 460 号）第 3 条第 2 項の認定を受けた能力評価基準（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル 4 技能者」という。）に限る。以下同じ。）1 人当たり 3 点、2 級技術者等（認定能力評価基準によりレベル 4 技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル 3 技能者」という。）を含む。以下同じ。）1 人当たり 2 点、その他の技術者 1 人当たり 1 点 イ 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者は、該当業種ごとに 1 人当たり 5 点 (2) (1)に加え、土木、建築を除く専門工事業種ごとに、直近の経営事項審査の対象となる技術者について、基幹技能者等 1 人当たり 3 点、2 級技術者等 1 人当たり 2 点、その他の技術者 1 人当たり 1 点を加点する（2 級技能者等及びその他の技術者については、建設業法施行規則別表 4 に定める資格区分のうち、電気工事士法、電気事業法、電気通信事業法、水道法、消防法及び職業能力開発促進法に係る有資格者並びに地すべり防止工事、基礎ぐい工事、建築設備士、計装及び解体工事に係る有資格者並びにレベル 3 技能者に限る）。ただし、合計点数が 35 点を超える場合は、35 点とする。 4 表彰受賞歴 (1) 過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度まで。2 号及び 3 号にお

	いて同じ。)に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1件につき20点を加点する。 ア 優良建設工事知事表彰 イ 四国地方整備局優良工事表彰 ウ 四国地方整備局安全工事表彰 (2) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1件につき10点を加点する。 ア 四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰 イ 四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰 (3) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、すべての申請業種に、1件につき10点を加点する。 ア 建設業退職金共済制度普及協力者表彰 (（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰) イ 雇用改善優良事業所表彰 (厚生労働大臣、知事表彰及び(一社)愛媛県建設業協会会長表彰) ウ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰 (厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰) エ 障害者雇用優良事業所表彰 (厚生労働大臣、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長及び知事表彰) 5 建設業労働災害防止協会加入 建設業労働災害防止協会に加入している場合、10点を加点する。 6 第三者賠償責任補償保険加入 入札参加資格申請日の属する月の初日において、次の要件をすべて満たす第三者賠償責任補償保険に加入している場合、10点を加点する。 (1) 工事中及び引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請人に起因する損害を補償の対象に含むものであること (2) 保険期間が1年以上の包括契約であること 7 建設機械の保有・活用状況 (1) 経営事項審査で評価される機械、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条による建設機械及び建設業の用に供する作業船を保有（1年7月以上のリースを含む）している場合、1台（隻）につき1点を加点する。ただし、20点を上限とする。 (2) 経営事項審査結果における、建設機械の所有及びリース台数に応じ、別表2（その3の1）の基準により加点する。 (3) 経営事項審査において加点対象となる建設機械（ダンプ車を除く）の運転業務について、労働安全衛生法に基づく資格保有者の数に応じ、別表2（その3の2）の基準により加点する。 8 地域貢献度 (1) 過去2年間（令和4年11月1日から令和6年10月31日まで）に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合に、当該各号に定める基準により加点する。 ア 国、県、市町、公益法人等が主催する地域貢献活動へ参加した場合、1回につき2点。ただし、9（6）に掲げるものを除き、20
--	---

	点を上限とする。 イ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定等、本県との非常事態に関する協定を締結している場合、10 点 (2) 防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者 1 名につき 2 点を加点する。ただし、10 点を上限とする。 9 担い手確保 (1) 雇用者数 1 名につき 0.5 点を加点（端数切捨）する。ただし、20 点を上限とする。 (2) 現場作業に従事する満 35 歳未満の技術関係職員数 1 名につき 3 点を加点する。ただし、30 点を上限とする。 (3) 現場作業に従事する女性の技術関係職員数 1 名につき 3 点を加点する。ただし、15 点を上限とする。 (4) 次のいずれかに該当する場合、10 点を加点する。 ア 障害者雇用を義務付けられている場合で、法定雇用率を達成しているとき イ 障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき (5) えひめジョブチャレンジU-15 事業受入事業所等登録を行っている場合、5 点を加点する。 (6) 過去 2 年間（令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで）にインターンシップ（学生が在学中に県内業者において行う実習や研修的な就業体験をいう。以下同じ。）の受入れ又は出前講座等（学校等が主催する講演等に県内業者が出向き行う建設業に関する座学や実技指導等をいう。以下同じ。）の取組みを行った場合、1 回につき 5 点を加点する。ただし、10 点を上限とする。 10 労働福祉 (1) 週休 2 日（4 週 8 休又は年間休日 104 日以上）の休日制度を就業規則で定めている場合、10 点を加点する。 (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度及び介護休業制度を就業規則で定めている場合、10 点を加点する。また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、更に 10 点を加点する。 (3) 「ひめボス宣言事業所」基本認証を取得している場合、30 点を加点する。但し、本号で加点する場合、前号では加点しない。 11 協力雇用主 協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 14 条に定める協力雇用主をいう。以下同じ。）として保護観察所に登録している場合、5 点を加点する。 12 不当要求防止活動 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止
--	---

等に関する法律」第14条第2項に基づく講習)を受講した者が、入札参加資格申請日現在まで引き続き在籍している場合、10点を加点する。

13 経常 J V の評点の算出方法

経常 J V の評点については、次に掲げる数値に基づき、前記 1 から 12 までの方法により算出する。

(1) 経営事項審査結果

次の方法により算出した経審点数

ア 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和を用いて行う。

イ 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。

ウ 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。

エ その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値によるものとする。

(2) 県工事における平均工事成績

ア 業種別平均工事成績評定点 構成員の点数の平均

イ 80 点以上又は 65 点未満の工事件数 構成員の件数の和

(3) 技術者数

構成員の技術者数の和

(4) 表彰受賞歴

構成員の件数の和

(5) 建設業労働災害防止協会加入

構成員のすべてが、建設業労働災害防止協会に加入している場合に 1 件

(6) 第三者賠償責任補償保険加入

構成員のすべてが、6 に定める第三者賠償責任補償保険に加入している場合に 1 件

(7) 建設機械の保有・活用状況

構成員の 7 に定める建設機械の保有数の和、及び運転業務の資格保有者数の和

(8) 地域貢献度

ア 地域貢献活動 構成員の件数

イ 構成員のすべてが、大規模災害時における応急対策業務に関する協定等、本県との非常事態に関する協定を締結している場合に 1 件

ウ 防災士等 構成員の防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者数の和

(9) 担い手確保

ア 雇用者数 構成員の雇用者数の和

イ 若年及び女性の技術関係職員数 構成員の各技術関係職員数の和

ウ 障害者雇用 構成員のすべてが、9 (4) に定めるいずれかに該当する場合に 1 件

	エ 入職促進（その１） 構成員のすべてが、えひめジョブチャレンジU-15 事業受入事業所に登録している場合に１件 オ 入職促進（その２） 構成員の９（６）に定める件数の和 (10) 労働福祉 ア 構成員のすべてが、週休２日（４週８休又は年間休日 104 日以上）の休日制度を就業規則で定めている場合に１件 イ 構成員のすべてが、育児・介護休業法に規定する育児休業制度及び介護休業制度を就業規則で定めている場合に１件、次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に１件 ウ 構成員のすべてが、ひめボス宣言事業所の基本認証を取得している場合に１件 但し、本号の件数を計上する場合、前号の件数は計上しない。 (11) 協力雇用主 構成員のすべてが、協力雇用主に登録している場合に１件 (12) 不当要求防止活動 構成員のすべてにおいて、12 に定める講習を受講した者が在籍している場合に１件 14 合併等による評点の算出方法の特例 県内業者同士の合併又は合併と同等とみなし得る事業譲渡（以下「合併」という。）により新たに設立された会社又はその一方が存続した会社（以下「合併会社」という。）の次の各号に掲げる評点については、当該各号に定める方法により算出する。 (1) 合併後３年を経過しない合併会社の合併前の期間中の県工事における平均工事成績に係る評点 合併前の合併当事会社（以下「合併当事会社」という。）が当該期間中に実施した工事を合併会社の工事とみなす。 (2) 合併後５年を経過しない合併会社の合併前の期間中の表彰受賞歴に係る評点 合併当事会社が当該期間中に受賞した表彰を合併会社が受賞した表彰とみなす。 (3) 合併後２年を経過しない合併会社の合併前の期間中の地域貢献度に係る評点 合併当事会社が当該期間中に行った地域貢献活動を合併会社が行った地域貢献活動とみなす。 (4) 合併後２年を経過しない合併会社の合併前の期間中の入職促進に係る評点 合併当事会社が当該期間中に行ったインターンシップ又は出前講座等の取組みを合併会社が行ったインターンシップ又は出前講座等の取組みとみなす。
--	--

減 点 要 素	令和4年11月1日から令和6年10月31日までに入札参加資格停止措置又は建設業法に基づく監督処分（同法第29条第1項第4号の規定に基づく許可取消処分を除く。）を受けている場合には、一の処分案件につき20点の基礎点及び次に掲げる処分の区分に応じ定める点数の合計点数を減ずる。 1 入札参加資格停止措置（県内業者、県外業者とも愛媛県知事が行った措置に限る。） 1箇月につき5点 2 建設業法に基づく監督処分 (1) 指 示 10点 (2) 営業停止 営業停止期間の日数に応じ、次に掲げる点数 ア 10日未満 15点 イ 10日～19日 20点 ウ 20日～29日 25点 エ 30日以上 30点 (3) 許可の取消し 95点 経常JVの評点については、構成員ごとに上記の方法により点数を算出し、その合計点数を減ずる。 また、合併後2年を経過しない合併会社の合併前の期間中の評点については、合併当事会社が当該期間中に受けた処分を当該合併会社が受けた処分とみなして上記の方法により点数を算出し、その合計点数を減ずる。
------------------	--

別表 2

(その 2 の 1) 工事請負件数による加点

土木

土木以外

件 数	加点数	件 数	加点数
1 件	0	1 件	0
2 件	+ 1	2 件	+ 1
3 ～ 5 件	+ 2	3 ～ 5 件	+ 2
6 ～ 1 0 件	+ 3	6 件以上	+ 3
1 1 件以上	+ 4		

(その 2 の 2) 工事成績評点

業種別平均工事成績評定点	点 数	業種別平均工事成績評定点	点 数
80 点以上	100 点	65 点～69 点	0 点
78 点～79 点	80 点	63 点～64 点	－10 点
75 点～77 点	60 点	60 点～62 点	－30 点
73 点～74 点	40 点	60 点未満	－50 点
70 点～72 点	20 点		

別表 2

(その 3 の 1) 建設機械の所有及びリース台数による加点

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	10	12	14	16	18	20	22	24		26		28		30	

(その 3 の 2) 建設機械運転業務資格保有者数による加点

資格保有者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
点数	1	2			3			4			5

別表 2

(その 2 の 1) 工事請負件数による加点

土木

土木以外

件 数	加点数	件 数	加点数
1 件	0	1 件	0
2 件	+ 1	2 件	+ 1
3 ～ 5 件	+ 2	3 ～ 5 件	+ 2
6 ～ 1 0 件	+ 3	6 件以上	+ 3
1 1 件以上	+ 4		

(その 2 の 2) 工事成績評点

業種別平均工事成績評定点	点 数	業種別平均工事成績評定点	点 数
80 点以上	100 点	65 点～69 点	0 点
78 点～79 点	80 点	63 点～64 点	－10 点
75 点～77 点	60 点	60 点～62 点	－30 点
73 点～74 点	40 点	60 点未満	－50 点
70 点～72 点	20 点		

別表 2

(その 3 の 1) 建設機械の所有及びリース台数による加点

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	10	12	14	16	18	20	22	24		26		28		30	

(その 3 の 2) 建設機械運転業務資格保有者数による加点

資格保有者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
点数	1	2			3			4			5

別表 3（第 2 条関係）

業種別・等級別必要最低年間平均完成工事高

区 分 格付等級	土 木	建 築	そ の 他
S	1 億円以上		
A	5, 000 万円以上	6, 000 万円以上	4, 500 万円以上
B	3, 000 万円以上	3, 000 万円以上	1, 000 万円以上
C	1, 000 万円以上	1, 500 万円以上	1, 000 万円未満
D	1, 000 万円未満	1, 500 万円未満	

注 この表の表頭その他の欄の規定は、土木及び建築以外の業種について適用する。

格 付 け 結 果 通 知 書

年 月 日

商号又は名称
代 表 者 名 様

{ 愛媛県総務部長
地方局長 }

さきに提出のあった建設工事入札参加資格審査申請に基づき、下記のとおり、建設工
事の種別別に等級が決定されたので通知します。

なお、提出済みの建設工事入札参加資格審査申請書記載事項のうち、 { 愛媛県建
愛媛県建

設工事請負業者選定要領（昭和 39 年 7 月愛媛県告示第 607 号）第 4 条第 4 項各号に掲げ
設工事請負業者選定要領（昭和 39 年 7 月愛媛県告示第 607 号）第 4 条第 4 項各号に掲げ
る事項に変更が生じたとき、又は建設業法第 29 条若しくは第 29 条の 2 第 1 項の規定に
る事項に変更が生じたとき

より許可を取り消されたとき } は { 同告示第 4 条第 4 項
同項 } の規定に基づき、

建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書を提出してください。

記

有効年度：	年度			
建設工事の種類	等 級	総合数値	加点评点	減点评点

(注)「総合数値」は、格付け総合数値を示したものです。

(施行注意)

- 1 県内業者あては地方局長名、県外業者あては愛媛県総務部長名で通知すること。
- 2 県内業者あては中括弧下段、県外業者あては同上段により施行すること。

有資格業者名簿

有効年月日： 年 月 日から

[illegible]